

会員
限定

労災保険

500件
以上の実績

特別加入制度のご案内

労災保険は、原則として一人親方など労働者でない方は対象となりません。また、建設業の一人親方において、業務上又は通勤途中に災害を受けた場合でも、元請業者が加入している労災保険では補償されません。しかし、実態として労働者に準じて保護することが適当な場合もあり、一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。



対 象 者



下松商工会議所会員（または会員となれる方）で、労働者を使用していない建設事業（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など））を行う一人親方。



加入のメリット



仕事中に
ケガをしても、
自己負担なく
無料で治療が
受けられる。

治療のために
休業した場合、
給付基礎日額に
応じた額の
休業補償がある。

障害が残った場合、
障害の程度と
給付基礎日額に
応じた額の
障害補償がある。

仕事上の事故で
死亡した場合、
遺族の人数と
給付基礎日額に
応じた額の
遺族補償がある。

保 険 料 (単位：円)

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 (A × 365 日)	年間保険料 (保険料率 17/1,000)
25,000	9,125,000	155,125
24,000	8,760,000	148,920
22,000	8,030,000	136,510
20,000	7,300,000	124,100
18,000	6,570,000	111,690
16,000	5,840,000	99,280
14,000	5,110,000	86,870
12,000	4,380,000	74,460
10,000	3,650,000	62,050
9,000	3,285,000	55,845
8,000	2,920,000	49,640
7,000	2,555,000	43,435
6,000	2,190,000	37,230
5,000	1,825,000	31,025
4,000	1,460,000	24,820
3,500	1,277,500	21,709

年間事務手数料

550 円 × 12 ヲ月 (6,600 円 / 年)

● 下松商工会議所の入会について ●

下松商工会議所一人親方労災保険組合に事務委託をされる場合は、下松商工会議所へのご入会が必要となります。

会 員		年会費	入会金
個人会員	個人事業者	8,000円 (8口) 以上	1,000円
法人会員	法人格を有する商工業者	14,000円 (14口) 以上	
団体会員	協同組合や商工業者等で組織する団体	8,000円 (8口) 以上	

※下松商工会議所規定によります